

2025年2月26日

デジタルアーカイブ学会 政策提言 2025
「デジタル温故知新社会に向けた包括的政策提言 2025」

デジタルアーカイブ学会では、2022年のデジタルアーカイブ学会設立5年目の節目に、目指すべきデジタルアーカイブ社会の在り方を示す「デジタルアーカイブ憲章」を公表すると共に、今後のデジタルアーカイブ政策の具体的な姿を提案する「デジタル温故知新社会に向けた政策提言 2022年」を公表しました。その後も、生成AI技術の進展による情報流通構造の変化や、国際的なオープンサイエンス施策の拡大の中で、デジタル社会の公共的知識基盤としてのデジタルアーカイブの重要性は高まり続けています。この度、関連施策の進展やデジタルアーカイブ学会における議論と実践の蓄積、社会・経済状況の変化を踏まえ、特に喫緊性の高い事項に焦点を当てた、政策提言の更新版を公表します。

1 振興法の制定と総合的な推進体制の整備

- ① デジタルアーカイブ政策を統合的に推進する法的基盤としてのデジタルアーカイブ振興法を制定し、同法に基づく産官学による恒常的な推進母体を設置し、官民のデジタルアーカイブ振興計画を策定する。
- ② 振興計画の策定・実施に際しては、知財政策や文化政策に加え、デジタルアーカイブと関係の深い、文教・科学技術政策、行政デジタル化、情報通信、コンテンツ、データ・AI活用、オープンサイエンス等の政策領域との有機的な連携を図る。
- ③ 我が国におけるデジタルアーカイブ分野の研究開発・人材育成、デジタルヒューマニティーズ等の研究利用促進、ジャパンスーチ等を通じた全国アーカイブ機関連携・支援の中核的拠点となる、ナショナルデジタルアーカイブセンターを設立する。

2 AI環境における情報の信頼性担保

- ① 生成AIの普及等により偽・誤情報流通の課題が世界的に深刻化する中、インターネット上の信頼性の高い情報・知識の集積・提供を行う中核的基盤としてデジタルアーカイブを位置付け、情報の真偽確認やリテラシー向上に資する施策を進める。
- ② 我が国の知的・文化的蓄積を反映した、信頼性の高いAIの開発に資するため、クリエイターの利益に十分配慮した形での、まずはパブリックドメイン及び権利処理の済んだアーカイブ機関所蔵資料の、AI学習データとしての提供のあり方を検討する。
- ③ 政府その他の公的機関により、または公的助成金等を用いて民間団体が制作・収集・

保存した情報資産に関して、第三者が保有する知的財産権の制約等の例外を除き、デジタルアーカイブとしての公開と、オープンデータとしての再利用可能性を確保する。

3 防災・レジリエンスと地域再生

- ① 東日本大震災から 10 年以上が経過し、地域の被害や復興状況の記録保存・発信してきた震災アーカイブの閉鎖や規模縮小が続く中、継続的な支援施策と、新たな災害情報に関するアーカイブ施策を強化し、防災・レジリエンスの基礎として位置付ける。
- ② 令和 4 年博物館法改正において、博物館が行う事業として博物館資料のデジタルアーカイブ化が明記されたことなどを受け、地域の文化拠点となる博物館や図書館等のデジタル化施策に対して、国・地方自治体の双方において十分な予算措置を講じる。
- ③ 地域でのデジタルアーカイブ構築と地域再生への活用促進の拠点として、各都道府県において、地域情報の集約、権利処理、技術開発、人材養成、国際化等のセンターとなるデジタルアーカイブ拠点を、各地のアーカイブ機関と連携しつつ順次設置する。

4 現代文化アーカイブの拡充

- ① マンガ、アニメ、ゲーム、音楽、舞台芸術、デザイン、工芸、食文化、スポーツ、ファッション、建築など、既存の公的アーカイブ機関における施策が必ずしも十分ではない、現代文化分野のデジタルアーカイブ施策を拡充する。
- ② フランス国立視聴覚研究所（INA）を参考に、視聴覚作品アーカイブ構築・研究・教育機能を有する拠点を構築し、特に放送番組アーカイブの教育・研究目的等での活用を推進する。
- ③ メディア芸術ナショナルセンター構想の実現に際して、現物資料の保存に加え、デジタルアーカイブ構築・運用機能を充実させ、我が国のメディア芸術作品のデジタル保存と、オンラインでの情報発信拠点を構築する。

5 海外への情報発信と国際連携

- ① 自動翻訳技術の活用を含め、各デジタルアーカイブの多言語化を進めると共に、ジャパンサーチや公的デジタルアーカイブ機関を中心に、海外からのコンテンツツーリズムの誘致に資する情報発信を行う。
- ② Europeana や諸外国のアーカイブ機関、人材育成・研究開発機関、UNESCO などの国際機関をはじめ、国際的なアーカイブ関連団体との情報共有や人的ネットワーク構築、アーカイブ間の相互連携を推進する。
- ③ 途上国における文化遺産保存と活用の推進、戦争や災害により文化遺産の滅失が危惧される国や地域への支援等、現物保存とデジタルアーカイブ構築の両面での国際的な協力施策を推進する。

6 人材育成と教育活用

- ① ボーンデジタル資料を含む、多様な情報資産の保存及び利活用に関する文化、法律、技術等の知識を有する人材を育成・確保するための、デジタルアーキビスト国家資格の創設に向けた検討を行う。
- ② 高度なデジタルアーキビストやデジタルキュレーター専門人材を目的とした大学学部・大学院レベルの教育プログラムを構築し、データサイエンス等の技能を合わせて習得させることで、地域を含めた文化・産業振興に貢献できる人材を養成する。
- ③ 学校教育のデジタル化施策の中で、特に初等・中等教育における教育課程と連動した形での、児童・生徒の主体的な学びに資する、デジタルアーカイブを用いた学習モデルの開発と実践を進める。

7 研究開発の推進

- ① デジタルアーカイブ分野の研究開発に焦点を当てた支援プログラムを構築し、特にデジタルアーカイブ分野での AI 活用（例：生成 AI によるメタデータ作成やユーザーインターフェイス構築等）について集中的な検討を行い、実証実験や技術開発を行う。
- ② 産業界との連携の下、3D 技術やメタバース、VR・AR 等、デジタルアーカイブの活用を多様化させる技術開発と実装の推進を継続的に実施すると共に、デジタルアーカイブを活用した新たな職種の創設や新しい産業の創出を目指す。
- ③ データの信頼性と永続的な利用可能化、相互運用性の確保に関する、分野横断的な技術基盤（例：ユニーク ID、電子透かし、来歴管理、データ規格、記録媒体等）の研究開発と普及、標準化を推進する。

8 権利処理の円滑化と制度整備

- ① 著作権法 31 条に基づく国立国会図書館の絶版等資料個人向け送信対象資料に絶版マンガ・商業雑誌を加えると共に、絶版等資料の送信が可能な主体を主要な公的博物館等のアーカイブ機関に拡大し、図書館所蔵資料以外の絶版等資料活用を促進する。
- ② 令和 5 年著作権法改正で設けられた新たな裁定制度の枠組及び横断的権利情報データベースの構築・運用において、デジタルアーカイブの権利処理円滑化を進めると共に、プライバシーや肖像権を含めた総合的な権利処理相談窓口の体制を整備する。
- ③ 米国 Internet Archive の他、法定納本制度に基づき広範なウェブアーカイブを進める大英図書館 UK Web Archive や、フランス国立図書館（BnF）・INA 等の施策を参考に、我が国の総合的なウェブアーカイブ制度を整備する。